

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**令和5年3月2日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件**

**厚生年金保険関係 7件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200320 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200086 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年＊月＊日の標準賞与額を38万8,000円、令和2年7月14日の標準賞与額を8万1,000円に訂正することが必要である。

令和元年＊月＊日及び令和2年7月14日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成2年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年＊月＊日  
② 令和2年7月14日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、この期間の標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び②において、同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る賞与について、事業主は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月18日(受付)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録により、事業主が、同法の規定に基づく請求者の育児休業期間(令和元年＊月＊日から令和3年＊月＊日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることから、当該期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与支給明細書

において確認できる賞与額から、保険給付の計算の基礎となる記録として、請求期間①は38万8,000円、請求期間②は8万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200325 号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200087 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年＊月＊日の標準賞与額を6万2,000円に訂正することが必要である。

令和元年＊月＊日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成2年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年＊月＊日

A社から育児休業期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、この期間の標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る賞与について、事業主は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月18日(受付)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録により、事業主が、同法の規定に基づく請求者の育児休業期間(令和元年＊月＊日から令和3年＊月＊日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることから、当該期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる賞与額から、保険給付の計算の基礎となる記録として、6万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200330 号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200088 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年＊月＊日の標準賞与額を47万1,000円に訂正することが必要である。

令和元年＊月＊日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和60年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年＊月＊日

A社から育児休業期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、この期間の標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る賞与について、事業主は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月18日(受付)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録により、事業主が、同法の規定に基づく請求者の育児休業期間(令和元年＊月＊日から令和3年＊月＊日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることから、当該期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる賞与額から、保険給付の計算の基礎となる記録として、47万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200410 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200089 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年＊月＊日の標準賞与額を8万6,000円、令和2年7月14日の標準賞与額を2万6,000円に訂正することが必要である。

令和元年＊月＊日及び令和2年7月14日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和63年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年＊月＊日

② 令和2年7月14日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、この期間の標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び②において、同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る賞与について、事業主は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月18日(受付)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録により、事業主が、同法の規定に基づく請求者の育児休業期間(令和元年＊月＊日から令和3年＊月＊日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることから、当該期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与支給明細書

において確認できる賞与額から、保険給付の計算の基礎となる記録として、請求期間①は8万6,000円、請求期間②は2万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200417 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200090 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年＊月＊日の標準賞与額を36万9,000円、令和2年7月14日の標準賞与額を5万9,000円に訂正することが必要である。

令和元年＊月＊日及び令和2年7月14日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和63年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年＊月＊日  
② 令和2年7月14日

A社から産前産後休業期間及び育児休業期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、この期間の標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び②において、同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る賞与について、事業主は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月18日(受付)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録により、事業主が、同法の規定に基づく請求者の育児休業期間(令和元年＊月＊日から令和3年＊月＊日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることから、当該期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与支給明細書

において確認できる賞与額から、保険給付の計算の基礎となる記録として、請求期間①は36万9,000円、請求期間②は5万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2200418 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2200091 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年＊月＊日の標準賞与額を 39万1,000円に訂正することが必要である。

令和2年＊月＊日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年＊月＊日

A社から産前産後休業期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、この期間の標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る賞与について、事業主は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月18日（受付）に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、厚生年金保険法第81条の2の2の規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録により、事業主が、同法の規定に基づく請求者の産前産後休業期間（令和2年＊月＊日から同年＊月＊日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることから、当該期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる賞与額から、保険給付の計算の基礎となる記録として、39万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200460 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200092 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年＊月＊日の標準賞与額を29万4,000円に訂正することが必要である。

令和2年＊月＊日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成2年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年＊月＊日

A社から産前産後休業期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、この期間の標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る賞与について、事業主は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月18日(受付)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、厚生年金保険法第81条の2の2の規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録により、事業主が、同法の規定に基づく請求者の産前産後休業期間(令和2年＊月＊日から同年＊月＊日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることから、当該期間に支給された賞与については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる賞与額から、保険給付の計算の基礎となる記録として、29万4,000円とすることが必要である。